

2 5 5 - 1 5 0 1
令和元年 7 月 1 6 日

各 関係団体の長 殿

宮崎県雇用労働政策課長
(公 印 省 略)

移住支援金対象法人及び求人登録申請に係る周知について (依頼)

このことについて、県では、人口減少や様々な産業分野に広がっている人手不足に対応するため、全国からのU I J ターン者に対して、市町村を通じて移住支援金 (世帯1 0 0 万円、単身者6 0 万円) を支給する制度を創設しました。

このたび、移住支援金の対象となる法人・求人登録申請の受付を開始しましたので、お知らせしますとともに、関係者に対する制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

雇用対策担当 中西・佐藤
TEL 0985-26-7109 (内線 2589)
Mail u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

(令和元年度)

移住支援金対象法人・求人登録の御案内

県では、人口減少や様々な産業分野に広がっている人手不足に対応するため、全国からのU I Jターン者に対して、市町村を通じて移住支援金（世帯100万円・単身者60万円）を支給する制度を創設しました。

U I Jターン者が移住支援金の支給を受けるためには、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）に掲載した求人に就業したことなどの条件があります。

移住支援金制度の詳細につきましては、7月下旬以降に県庁ホームページ等での公表を予定していますが、これに先立って、移住支援金の対象となる法人・求人登録申請を下記のとおり受け付けます。

対象となる法人におかれましては、制度の趣旨を御理解いただき、積極的に登録していただきますようお願いいたします。

記

1 登録申請の受付期間

登録申請は、随時受け付けます。（申請方法等の詳細は次ページ参照）

「ふるさと宮崎人材バンク」への移住支援金の対象求人としての登録・公表は、7月下旬以降を予定していますが、登録・公表までには、一定期間を要しますので、早めの登録申請をお願いします。

2 移住支援金対象法人の要件

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 官公庁等（※1）でないこと。
- (2) 資本金10億円以上でないこと。
- (3) みなし大企業（※2）でないこと。
- (4) 本社所在地が東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）以外の地域であること。
※東京圏内の条件不利地域（※3）は東京圏に含みません。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (8) 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。（県独自要件）

※1 官公庁等の「等」には、独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合等にかかわらず出資等している主体を含みます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等であっても対象外となります。

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とします。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。


3 対象求人の要件

- (1) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
- (2) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 登録申請手続

①「移住支援金対象法人に係る登録申請書」の提出 と ②「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページにおける企業情報・求人情報登録 の両方の手続が必要です。

既に「ふるさと宮崎人材バンク」に求人登録している法人であっても、①の「移住支援金対象法人に係る登録申請書」の提出が必要となります。

<p>①「移住支援金対象法人に係る登録申請書」の提出</p> <p>「移住支援金対象法人に係る登録申請書」に必要事項を記入し、<u>法人の代表者印を押印の上、下記担当宛に郵送</u>してください。 (原則として添付資料は不要です。)</p> <p>○郵送先 880-8501 (県庁専用・住所省略可) 宮崎県 雇用労働政策課 雇用対策担当 宛</p> <p>「移住支援金対象法人に係る登録申請書」は、県庁ホームページからダウンロードできます。 ※「宮崎県 移住支援金対象法人登録」で検索してください。</p>	<p>②「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページにおいて企業情報・求人情報を登録</p> <p>「ふるさと宮崎人材バンク」のホームページにおいて、企業情報及び求人情報を登録してください。</p> <p>ホームページアドレス http://back-to-miyazaki.jp</p> 
--	---

※ ①②両方の手続の後、県において、登録された企業・求人情報が移住支援金の要件に合致すると認められた場合には、「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページにおいて、「移住支援金対象求人」である旨を表示します。(文書による登録完了通知は行いません。)

※ 移住支援金の対象法人の要件を満たさない法人であっても、「ふるさと宮崎人材バンク」に求人情報を掲載することができます。

5 登録料

移住支援金対象法人の登録料、「ふるさと宮崎人材バンク」への法人・求人情報の登録料は、いずれも無料です。



【お問合せ先】
宮崎県雇用労働政策課 雇用対策担当
TEL: 0985-26-7109 E-mail: u-turn@pref.miyazaki.lg.jp